

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 航空交通管制機器等保守請負業務

\*SMC : System operation Management Center

国土交通省航空局所管の航空交通管制機器等保守請負業務については、全国を9ブロックに分け、平成23年度から3年かけて3ブロックずつ順次民間競争入札を実施しているところ。平成26年4月からの業務については、2巡目の新千歳、大阪及び福岡の各ブロックについて、3年間の契約により、それぞれ民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の評価を踏まえた対応

#### 【論点1】

参入が見込まれる民間事業者に対して入札説明会やヒアリングを行って積極的に情報を開示し、現行事業者以外も積極的に参入すべき事業であること等を十分に周知すべきではないか。

#### 【対応】

昨年は1回のみ行っていた説明会を複数回実施することとした。さらに、保守委託業務について理解を深めてもらえるよう、実際の器材を用いて、保守内容を説明することも検討しているところ。

#### 【論点2】

公務員OBが在職時に取得していた技能証明をもって、専門能力の証明が行われているのではないかと疑念を払拭して透明性を高めるために、業務に必要な専門能力の証明については、入札参加資格として民間事業者に委ねるのではなく、技術評価項目として国が評価すべきではないか。

#### 【対応】

専門能力の証明について、民間事業者に委ねるのではなく、国で証明することとし、実施要項を改めた。（資料4-2 11、18、19ページ）

### 2. 入札要件の緩和

#### 【論点】

実施要項の入札参加グループでの入札の個別要件について、グループでの入札参加を容易にするために、緩和すべきではないか。

**【対応】**

昨年までは定期保守、緊急保守等の業務ごとに担当するグループ構成員を明らかにすることを求めていたが、今回から撤廃した。(資料4-2 9ページの「3. 12. 2」から削除)

**3. 新規参入事業者のための十分な準備期間の確保**

国庫債務負担行為を活用し、新規事業者が事業実施のための十分な準備期間を確保できるように、初年度は契約手続きと受託者の準備期間とすることについて、国土交通省に提言した。

**4. パブリックコメントの結果**

寄せられた意見はなかった。

以 上